

ID: 256

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市国民健康保険条例 第5条第1項		
例 規 番 号	昭和38年条例第10号		
【根拠条文】 (出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として一産児につき488,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、488,000円に30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。第7条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、支給しない。 【基準】 根拠条文及び芦屋市国民健康保険条例施行規則第13条の規定による。 第13条 条例第5条第1項ただし書の規則で定める額は、12,000円とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 257

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	葬祭費の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市国民健康保険条例 第7条第1項		
例 規 番 号	昭和38年条例第10号		
【根拠条文】 (葬祭費) 第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、支給しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 403

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	医療付加金の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市国民健康保険条例 第7条の3		
例 規 番 号	昭和38年条例第10号		
【根拠条文】 (医療付加金) 第7条の3 被保険者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第19条(同法第6条第3項第2号に規定する結核に限る。)若しくは第37条の2又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。)の規定により、医療を受けるときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要する費用の額のうち当該被保険者が負担すべき額に相当する額を結核・精神医療付加金として支給する。ただし、精神通院医療については、その医療に要する費用の額の100分の5に相当する額と当該被保険者が負担すべき額に相当する額とのいずれか少ない額を支給する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 259

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市国民健康保険条例 第19条第3項		
例 規 番 号	昭和38年条例第10号		
【根拠条文】 (延滞金) 第19条 世帯主は、納期限後に保険料を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料が1,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を保険料と同時に納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前2項の規定による延滞金を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 261

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	徴収の猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市国民健康保険条例 第21条		
例 規 番 号	昭和38年条例第10号		
【根拠条文】 (徴収猶予) 第21条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。 (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。 (3) 納付義務者がその事業又は業務について大きな損害を受けたとき。 (4) 前3号に掲げる理由に類する理由があるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 262

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	保険料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市国民健康保険条例 第21条の2
例 規 番 号	昭和38年条例第10号
【根拠条文】 (保険料の減免) 第21条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。 (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により重大な被害を受けた者 (2) 事業又は業務の休廃止、失業その他の理由により収入が著しく減少した者 (3) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者 ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。)の被扶養者であつた者 (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。 (イ) 船員保険法の規定による被保険者 (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 (エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。 (4) 前3号に定めるもののほか、公益上その他の理由により市長が特に必要があると認める者 【基準】 根拠条文及び芦屋市国民健康保険条例施行規則第22条の規定による。 (保険料の減免基準) 第22条 条例第21条の2各号のいずれかに該当する者の減免基準は、別に定めのある場合を除き、同条第1号、第2号及び第4号に該当する者にあつては別表に、同条第3号に該当する者にあつては次に定めるところによる。 (1) 当分の間、条例第21条の2第3号ア及びイに該当する被保険者(以下「旧被扶養者」という。)に係る所得割額については、所得の状況にかかわらず免除する。 (2) 資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、次のア又はイに定めるとおり減免する。ただし、条例第17条第1項第1号の規定の適用がある世帯(同条第4項において準用する場合を含む。以下「7割軽	

減世帯」という。)又は同条第1項第2号の規定の適用がある世帯(同条第4項において準用する場合を含む。以下「5割軽減世帯」という。)に属する旧被扶養者については、減免しない。 ア 条例第17条第1項第3号の規定の適用がある世帯(同条第4項において準用する場合を含む。以下「2割軽減世帯」という。)に属する旧被扶養者 被保険者均等割額の3割 イ 条例第17条第1項各号に該当しない世帯に属する旧被扶養者 被保険者均等割額の5割 (3) 資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、当該世帯の被保険者が旧被扶養者のみで構成されている世帯に限り、次のアからエまでに定めるとおり減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が、7割軽減世帯若しくは5割軽減世帯又は特定世帯(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第2項第8号イに規定する特定世帯をいう。)である場合は、減免しない。 ア 2割軽減世帯で、かつ、特定継続世帯(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第8号イに規定する特定継続世帯をいう。以下この号において同じ。)に属する旧被扶養者 世帯別平等割額の1割 イ 条例第17条第1項各号に該当しない世帯で、かつ、特定継続世帯に属する旧被扶養者 世帯別平等割額の2. 5割 ウ 2割軽減世帯に属する旧被扶養者 世帯別平等割額の3割 エ 条例第17条第1項各号に該当しない世帯に属する旧被扶養者 世帯別平等割額の5割			
標準処理期間		30日	
備考			
設定年月日		平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日 令和 6 年 4 月 1 日